

## 光キャストTV 契約約款

### (約款の適用)

第1条 株式会社飯田ケーブルテレビ(以下「当社」という)は放送法の規定により光キャスト TV 契約約款(以下「約款」という)を定め、当社と光キャスト TV サービス(以下「本サービス」という)の提供を受ける者(以下「契約者」という)との間に締結される契約により本サービスを提供します。

### (約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合当社は、総務大臣に届出た上で約款を変更することができ、約款の内容を契約者に通知又はホームページ上で閲覧可能としたときから変更後の約款となります。2 契約者は約款の変更をあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合には、料金、その他の提供条件等は変更後の約款によります。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の用語で使用します。

用語	用語の意味
光コラボ事業者	東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という)との間で光コラボレーションモデルに関する契約を締結し、光コラボレーションモデルに係る電気通信サービスを提供する者
IP 通信網契約	NTT 東日本の IP 通信網サービス契約約款に規定する IP 通信網サービス【メニュー5-1 の 100Mb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のもの、メニュー5-1 の 200Mb/s の品目のもの、メニュー5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 3-1 のもの、メニュー5-1 の 1Gb/s の品目のものにおける通信の態様による細目がプラン 4-1 のもの、メニュー5-2 の 100Mb/s の品目のものにおける契約者回線の態様による細目がグレード 1-1 のもの、メニュー5-2 の 200Mb/s の品目のもの又はメニュー5-2 の 1Gb/s の品目のもの(学校に限定した割引の適用を受けるものを除きます。)に限りません。】の提供を受けるための契約(ただし、IP 通信網サービス契約約款に規定する提供の形態による細目が I 型のものとは除きます。)
IP 通信網契約者	NTT 東日本との間で IP 通信網契約を締結している者、および光コラボ事業者との間で光コラボレーションモデルに係る電気通信サービスの利用契約を締結している者
フレッツ・テレビ伝送サービス契約	映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、NTT 東日本のフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約に基づき NTT 東日本と締結する契約
光コラボ映像伝送サービス契約	フレッツ・テレビ伝送サービスを利用した映像通信網サービスの提供を受けることを目的として、光コラボ事業者と締結する契約
電気通信事業者	電気通信事業法に基づいて、当社に対して電気通信役務を提供する者
V-ONU	電気通信事業者が住宅内に設置する映像信号を受信するための回線終端装置
加入者施設	V-ONU の出力端子から受信機(テレビ、録画機等)までの契約者の設備
有線放送設備	有線テレビジョン放送等を行うための受信空中線その他放送の受信に必要な設備
セットトップボックス(STB)	当社の本サービスをテレビ等で視聴若しくは録画するための専用チューナー

### (提供サービス)

第4条 当社は契約者に対し、当社または NTT 東日本、光コラボ事業者が提供する光回線を介して、以下のサービスを提供します。

なお、具体的放送番組は別表1のとおりであり、当社の都合によりサービス内容を変更する場合があります。

- ①地上デジタル放送及び衛星デジタル放送の同時再放送、自主放送
- ②オプションチャンネル

- ③当社が別規約に定める光キャストビジョン音声告知サービス「安心ほっとライン」
- ④ラジオ放送
- ⑤その他上記に付随するサービス

#### (契約の単位)

第5条 契約の単位は、IP通信網契約に基づく1利用回線につき1の契約とし、当社がコラボ事業者として提供する光回線「いい-NET 光」(以下「いい-NET 光」という)を介して本サービスを契約する場合は「いい-NET 光」と本サービスの契約名義は同一の者に限ります。

2 本サービスは契約者が同一の構内または同一の建物内で、特定のものが見聴することを目的として締結されます。ただし、共同住宅居住者、集合住宅居住者、賃貸戸建居住者等で共聴施設によりサービスの提供を受ける場合、または業務等で不特定もしくは多数の者が視聴できるように使用することを目的とする場合は、その条件、利用料等について別途当社との間で取り決めるものとします。

#### (契約申込の方法)

第6条 本サービスの申込をするときは、次にあげる事項について記載した当社所定の申込書に記入のうえ、当社に提出していただきます。

- (1)契約者名、本サービスの提供をうける場所
- (2)契約するコース
- (3)契約内容を特定するための事項
- (4)オプションチャンネルを利用する場合、契約者はオプションチャンネル各社の約款等の規定により電話またはインターネット、オプションチャンネル各社が指定する様式によりチャンネルごと申込みものとします。

#### (契約申込の承諾)

第7条 当社は、本サービスの申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾いたします。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合にはその申込を承諾しない場合があります。

- (1) 本サービスの提供が、当社の有線放送設備または加入者施設の状況により、サービスの提供が技術的に困難な場合
- (2) 契約者が過去に、自己に課せられた当社への債務の履行を怠ったことがあるなど、本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合
- (3) 申込書の記載事項に虚偽、不備(名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等)がある場合
- (4) 契約者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害するおそれがあると認められる場合
- (5) 契約者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合
- (6) 料金等の支払いについて、当社が定める方法に従っていただけない場合
- (7) 契約者が過去に約款違反等の理由で当社が提供する各サービスの利用を停止されていたことがあるなど、本約款に違反するおそれがあると認められる場合
- (8) 契約者が指定したクレジットカードまたは支払口座について利用停止処分がされている場合
- (9) 契約者が当社の要求する本人確認のための書類を提示しなかった場合
- (10) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

#### (利用の一時中断)

第8条 当社は、契約者から請求があったときは、サービスの利用の一時中断を行います。ただし、利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社が本契約に基づき設置したV-ONU及びSTBを移動または取り外す時に限ります。

#### (契約内容の変更)

第9条 契約者は第6条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を当社に請求することができます。

2 当社は前項の請求があったときは、第7条(契約申込の承諾)に規定に準じて取り扱います。

#### (契約に係る権利の譲渡)

第10条 契約者が本契約に基づいて放送サービスの提供を受ける権利(以下「権利」という)の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。

2 当社が提供するいい-NET 光と同一名義で契約している場合、本契約のみの譲渡は行えません。また利用回線の譲渡も同時に必要となります。

3 本契約に係る権利の譲渡を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求をしていただきます。ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

4 当社は前項の規定により本契約に係る権利譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いてこれを承認します。

(1)本契約に係る権利を譲り受けようとするものが、本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠りまたは怠るおそれがあるとき。

(2)本契約の権利の譲渡が、その利用回線に係るサービス利用権の譲渡に伴うものでないとき。ただし、利用回線がII-NET 光以外の回線の場合はこの限りではありません。

(3)本契約に係る権利の譲渡を受けようとする者が、II-NET 光に関するサービス利用権を譲り受けようとする者と同じでないとき。ただし、利用回線が当社の提供するII-NET 光以外の回線の場合はこの限りではありません。

5 本契約に係る権利の譲渡があったときは、譲受人は本契約者の保有していた本契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う契約の解除)

第 11 条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社に通知していただきます。

(当社が行う契約の解除)

第 12 条 当社は次の場合には本契約を解除することがあります。

(1)第 14 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)前号の規定に関わらず、本サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき、又は当社の業務の遂行に支障が出る場合であって、第 14 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当するとき。

2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は本契約を解除します。

(1)本サービスを提供するための利用回線について契約解除があったとき。

(2)本サービスを提供するための利用回線が、当社が提供するII-NET 光であって、その利用回線について譲渡があった場合であって、本契約に係る譲渡の請求がないとき。

(3)本サービスを提供するための利用回線が、移転等により本サービスの提供区域外となったとき。

(4)当社が、別に規定するictv テレビ伝送サービスを提供することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務遂行上支障があるとき、又はNTT 東日本が別に規定するフレッツ・テレビ伝送サービスの契約について、技術的に困難あるいは保守することが著しく困難であるとき。

3 当社は、前 2 項の規定により本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(利用中止)

第 13 条 当社は、次の場合には本サービス利用を中止することがあります。

(1)本サービスを提供するための当社の有線放送設備の保守または工事上やむを得ないとき。

(2)本サービスを提供するため当社が提供するII-NET 光利用回線、ictv テレビ伝送サービス、当社以外が提供する利用回線及びNTT 東日本が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスに関する契約、提供、保守上やむを得ないとき、または工事上やむを得ないとき。

(3)利用回線に係る利用中止を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

(利用停止)

第 14 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間(本サービスに関する料金または支払いを要することとなった本サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務(以下「債務」という)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(2)本サービスの提供に係る利用回線が当社の提供するII-NET 光であって、その利用回線の規約に定める料金について支払い期日を経過してもなお支払わないとき。

(3)本サービスの提供にあたり、別に規定するictv テレビ伝送サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(4)第 26 条(契約者の義務)の規定に違反したとき。

(5)前4号の他、この規約に反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行または、本サービスを利用するための利用回線提供事業者の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

#### (提供条件)

第 15 条 契約者は、本契約の他に当社が提供するイー・NET 光及び ictv テレビ伝送サービスの契約または、光コラボ事業者が提供する光回線及び NTT 東日本が提供するフレッツ・テレビ伝送サービスの契約が必要となります。

#### (利用の制限等)

第 16 条 契約者は、別に規定するイー・NET 光及び ictv テレビ伝送サービスに係る利用規約または、光コラボ事業者が定める利用回線に係る約款または利用規約、NTT 東日本が定めるフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約により利用回線またはテレビ伝送サービスの利用ができないときは、本サービスの利用もできないことがあります。

#### (STB の扱い)

第 17 条 別表 1 に定めるレギュラーコースを選択する場合、受信機(テレビ、録画機等)1台毎に STB1台の設置が必要となります。

2 STB は当社より貸与されるものとし所有権は当社に帰属します。ただし購入する場合は別表 2 に定める機器代を当社に支払うものとします。購入した機器については、STB の設置日から1年間を瑕疵担保期間として取り扱います。

3 第 8 条(利用の一時中断)、第 11 条(契約者が行う契約の解除)、第 12 条(当社が行う契約の解除)及び第 14 条(利用停止)の規定に該当した場合、貸与した STB は当社に返却するものとします。また第 26 条(契約者の義務)に違反した場合も当社に返却するものとします。

4 契約者は、当社が特に認める場合を除き、STB の交換に関する請求はできないものとします。

5 STB の故障、修理、交換を行った際に、当該 STB に記録された録画番組データ等(以下「情報等」という)が使用できなくなったり、情報等の一部又はすべてが変化したり、消失した場合の契約者の損害や不利益について一切その責任を負いません。また、第 2 項の期間内においても同様とします。

6 契約者は、故意または過失による STB の破損、紛失等の場合には、この相当分を当社に支払うものとします。

7 契約者は当社が必要に応じて行う STB のソフトウェアのバージョンアップ等の作業に同意し協力するものとします。

8 STB の専用リモコンは、当社及び当社が指定した代理店から購入して使用するものとします。

9 STB は長期間(1ヶ月程度)ご視聴にならない状態が続きますと、視聴できなくなる場合があります。またオプションチャンネル利用の場合は定期的に該当チャンネルに合わせ更新信号を受信するものとします。

#### (B-CAS カード及び C-CAS カードの扱い)

第 18 条 第 17 条の規定により本サービスの提供を受ける契約者は、地上デジタル放送及び BS デジタル放送を受信するための IC カード(以下「B-CAS カード」という)及びデジタル放送限定受信 IC カード(以下「C-CAS カード」という)を使用するものとします。

2 B-CAS カードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3 C-CAS カードは STB1台に付き1枚を当社より貸与されるものとし、所有権は当社に帰属します。当社は必要に応じて、契約者に C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるものとします。

4 契約者は当社の手配による以外のデータの追加、変更及び改ざんすることを禁止し、それらが行われたことにより当社及び第三者に生じた損害については、損害賠償するものとします。

5 前条第 3 項の規定に該当した場合、B-CAS カード及び C-CAS カードを当社に返却するものとします。

#### (料金及び工事に関する費用)

第 19 条 契約者は、別表 2 に定める工事費及び利用料金を当社に支払うものとします。また、オプションチャンネルを利用とする契約者は別表 1 に定めるオプションチャンネル利用料金を支払うものとします。

2 大鹿村地区契約者は大鹿村から一部補助があります。

#### (利用料金の支払義務)

第 20 条 契約者は当社が本サービスの提供を開始した日を含む月の翌月の初日から起算して、本サービスの契約の解除があった日を含む月の末日までの期間について、別表 2 に規定する利用料金の支払いを要します。また、提供を開始した日と解除した日が同一の日または同一の月である場合は、1ヶ月分の利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じた時の利用料金の支払いは次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、契約者はその期間中の利用料金の支払いを要します。

(3)月のうち継続して 10 日以上にわたって第 4 条に定めるサービスの提供ができなかった場合は、当該月分の利用料金は無料とします。

(4)当社は、社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月までに当該加入者に通知します。ただし、前納により、定められた利用料額を当社に支払済の場合、改定前の料金により未経過期間については、これを据え置くこととします。

(5)別表 2 にある利用料金には NHK の受信料は含まれておりません。従って NHK の受信については、NHK と契約者

の間で受信契約を結び加入者がNHKに対し受信料を支払うものとします。なお、NHK衛星受信料の支払いに当社の団体一括払いを利用されますと、NHK衛星カラー受信料を割引となります。

(工事費の支払義務)

第21条 契約者は当社に対し契約申込又は工事を要する請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、別表2に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前に契約の解除(申込の取消)、又はその工事の請求の取消があった場合(以下、この条において「解除等」という)はこの限りではありません。既に、その工事費が支払われているときは、当社はその工事費を返還します。

2 工事の着手後、工事完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があった時までに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担いただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(利用料金、工事費の支払い方法)

第22条 契約者は、本サービス契約時に当社に対し利用料金及び工事費の支払い方法について申請するものとします。

2 前1項により口座振替またはクレジットカードによる支払いを申請した場合、所定の書面により当社が指定した金融機関またはクレジットカードにより支払うものとします。

3 契約者が当社に対して支払う利用料金は、当月分を当月末日まで(金融機関の休日の場合には翌営業日)に支払うものとします。

(契約者の切り分け責任)

第23条 契約者は本サービスを利用することができなくなったときは、受信機(テレビ、録画機等)に故障の無いことを確認のうえ、当社に修理、復旧の請求をしていただきます。

2 契約者から要請があったとき当社は、当社の有線放送設備及び加入者施設の動作確認を行います。

3 当社は前項の動作確認により、故障の原因が加入者施設にあったときは、契約者に対し派遣に要した費用を負担していただく場合があります。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(免責)

第24条 当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたり、本サービスの契約者に関する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

(承諾の限界)

第25条 当社は、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行に支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

(契約者の義務)

第26条 契約者は次の事項を守っていただきます。

(1)当社が本サービス契約に基づき設置したV-ONUおよびSTBを移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは破壊し、又はその設備に線条その他導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときはこの限りではありません。

(2)有線放送設備に妨害を与える行為を行わないこと。

(3)当社は業務上支障が無いと認めた場合を除いて、本サービス契約に基づき設置したV-ONUに他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4)当社が本サービス契約に基づき設置したV-ONU及び加入者施設、STBを善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5)契約者は当社の提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても、損害賠償するものとします。

(契約者からのV-ONUまたはSTBの設置場所の提供)

第27条 V-ONUまたはSTBを設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。ただし、契約者から要請があったとき当社は、V-ONUまたはSTBの設置場所を提供することがあります。

2 当社が契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、i契約者から提供していただきます。

3 契約者は、V-ONUまたはSTBを設置するために必要な場所において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

(加入者施設の設置及び費用の負担)

第 28 条 契約者は、加入者施設の配線及びそれらに接続されている機器と調整に係る費用を負担するものとします。  
2 加入者施設の設置工事は、当社または NTT 東日本または両社いずれかが指定した工事業者が行うものとします。  
3 契約者は、自己の故意・過失によって、有線放送設備に故障を生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

(無断使用、営利使用の禁止)

第 29 条 法令により、契約者がテープ等記録メディア・配線等により当社が提供する本サービスを第三者に提供すること、及び対価を受けて本サービスを第三者に上演、視聴させることを禁止します。

(個人情報の取り扱い)

第 30 条 当社は、保有する契約者個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という)に基づくほか当社が指針第 28 条に基づいて別に定めるプライバシーポリシーの規定に基づいて適正に取り扱います。

2 当社が所有する契約者個人情報に関し、利用目的、契約者個人情報により識別される特定の個人が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをホームページにおいて公表します。

3 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、契約者個人情報を取り扱うとともに、保有する契約者個人情報を正確に最新の内容に保つよう努めます。

(定めなき事項)

第 31 条 この約款に定めなき事項が発生した場合は、当社及び契約者は契約締結の趣旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

第 32 条 本約款は、平成 30 年 10 月 1 日から施行します。

別表 1 チャンネルプラン

1.レギュラーコース

地上デジタル放送	NHK 総合、NHKEテレ、テレビ信州、長野朝日放送、信越放送、長野放送、ictv 総合、結チャンネル、ショッピングチャンネル、大鹿村チャンネル、大鹿村河川情報チャンネル
BS デジタル放送	NHK BS1、NHJK BS プレミアム、BS 日テレ、BS 朝日、BS-TBS、BS ジャパン、BS フジ、BS11、TwellV、Dlife*1
自主放送	チャンネル 700、放送大学、ショッピングチャンネル、QVC、ictv 総合、ictv ネットワーク、松川町チャンネル YOU
CS デジタル放送	JSPORTS3、JSPORTS1、JSPORTS2、スカイ・Asports+、GAORA SPORTS、日テレジータス、ゴルフネットワーク、アニマックス、囲碁・将棋チャンネル、釣りビジョン、ファミリー劇場、日本映画専門チャンネル、時代劇専門チャンネル、Super!doramaTV、AXN、TBS チャンネル 1、スペースシャワー-TV、歌謡ポップスチャンネル、カートゥーンネットワーク、キッズステーション、日経 CNBC、CNNj、TBS ニュースバード、テレ朝チャンネル 2、ディスカバーチャンネル、ヒストリーチャンネル
BS デジタルオプションチャンネル (有料放送)	スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3、WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ
BS デジタルオプションチャンネル (有料放送)※1	BS アニマックス、ディズニーチャンネル、FOX スポーツ&エンターテイメント、BS スカパー！※2、グリーンチャンネル、JSPORTS1、JSPORTS2、JSPORTS3、JSPORTS4、シネフィル WOWOW、BS 釣りビジョン、BS 日本映画専門チャンネル
CS デジタル放送オプションチャンネル (有料放送)	JSPORTS4、衛星劇場、Mnet、グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2

※1 STB では視聴できません。

※2 ご視聴にはスカパー！のチャンネルまたはパック・セット等のご契約が必要です。

2.シンプルコース

地上デジタル放送	NHK 総合、NHKEテレ、テレビ信州、長野朝日放送、信越放送、長野放送、ictv 総合、結チャンネル、ショッピングチャンネル、大鹿村チャンネル、大鹿村河川情報チャンネル
BS デジタル放送	NHK BS1、NHJK BS プレミアム、BS 日テレ、BS 朝日、BS-TBS、BS ジャパン、BS フジ、BS11、TwellV、Dlife
BS デジタルオプションチャンネル (有料放送)	スターチャンネル1、スターチャンネル2、スターチャンネル3、WOWOWプライム、WOWOWライブ、WOWOWシネマ
BS デジタルオプションチャンネル (有料放送)※3	BS アニマックス、ディズニーチャンネル、FOX スポーツ&エンターテイメント、BS スカパー！※2、グリーンチャンネル、JSPORTS1、JSPORTS2、JSPORTS3、JSPORTS4、シネフィル WOWOW、BS 釣りビジョン、BS 日本映画専門チャンネル

※3 ご視聴にはスカパー！のチャンネルまたはパック・セット等のご契約が必要です。

別表 2 料金

1.適用

区分	内容
利用料金の適用	1 利用回線ごとに 1 の契約として、1 契約ごとに適用

2.月額利用料

サービス名称	月額利用料(税別)
レギュラーコース(STB1 台分の利用料含む)	3,050 円
STB 追加料金(STB2 台目以降 1 台ごと)	1,700 円
シンプルコース	1,450 円
FM 放送 FM 放送のみの契約は受付けておりません。	無料

3.オプションチャンネル

チャンネル名	月額利用料(税別)	備 考
スターチャンネル1	2,000 円	
スターチャンネル2		
スターチャンネル3		
WOWOWプライム	2,300 円	2 台目以降 月額利用料(税別)900 円
WOWOWライブ		
WOWOWシネマ		
衛星劇場	1,800 円	
グリーンチャンネル	1,200 円	
グリーンチャンネル2		
JSPORTS 4	1,300 円	
Mnet	1,500 円	

4.工事費

①基本工事費の適用

区分	内容
宅内基本工事費	<p>共聴接続工事</p> <p>V-ONU から宅内の共聴設備(分配器等により複数個所でテレビ放送等を視聴できるように敷設された同軸ケーブルの設備)に接続し、複数台の受信機で視聴可能とする工事                      〈STB 取付及び配線工事〉                      1 契約あたり 1 台の STB 取付と同時工事であり、配線工事は 1 配線(20m 以内)に限る                      STB 用リモコン含む                      〈地上デジタル放送受信設定〉                      新たな追加配線工事、ユニット接続等を行うことなく、1 契約あたり、共聴接続される受信機 8 台の受信機に対し、地上デジタル放送を視聴と可能とする工事                      〈BS デジタル放送受信設定〉                      STB が接続された受信機に対し、BS デジタル放送接続・受信設置を行う</p>



		工事 ※この場合の分波器は本工事費に含む
	単独接続工事	V-ON から宅内の受信機(テレビ 1 台、録画機 1 台計 2 台)に対し接続し、視聴可能とする工事 〈STB 取付及び配線工事〉 1 契約あたり 1 台の STB 取付と同時工事であり、配線工事は 1 配線(20m 以内)に限る STB 用リモコン含む 〈地上デジタル放送受信設定〉 1 契約あたり、テレビ 1 台、録画機等 1 台計 2 台の受信機に対し、地上デジタル放送を視聴可能とする工事 〈BS デジタル放送受信設定〉 STB が接続された受信機に対し、BS デジタル放送接続・受信設置を行う工事 ※この場合の分波器は本工事費に含む

## ②基本工事の額

区分	工事費(税別)
共聴接続工事	22,000 円
単独接続工事	10,000 円

## ③追加工事

区分	内容	工事費(税別)
ブースター設置工事	映像信号の電波レベルを増幅する必要がある場合に行う工事(機器代含む)	12,000 円/1 台あたり
STB 取付工事	レギュラーコースを選択した場合に STB を設置、接続する工事 ただし、本サービスの初期工事と同時実施の場合の 1 台分は除く	5,000 円/1 台あたり
新規同軸ケーブル露出配線工事	新たな同軸ケーブルの配線を行う工事	10,000 円/1 配線あたり
地上デジタル放送視聴接続設定工事	契約者所有の受信機で地上デジタル放送が視聴可能となるよう接続、設定する工事	1,200 円/1 台あたり
BS デジタル放送視聴接続設定工事	契約者所有の受信機で BS デジタル放送が視聴可能となるよう接続、設定する工事	1,200 円/1 台あたり
離れ別宅配線工事	同一敷地内で V-ONU を設置する建物とは別の建物にテレビ視聴用の同軸ケーブルを露出配線する工事(20m 以内の物品費を含む)	5,000 円/1 台あたり
天井隠ぺい配線工事	新たに同軸ケーブルを配線するにあたり、天井裏等に隠ぺいして敷設する工事	3,000 円/1 台あたり
FM 工事	FM 受信機(FM 用 RF 入力端子があるものに限る)まで新たに同軸ケーブルを配線する工事(20m 以内に限る)	10,000 円/1 配線あたり

## ④その他

区分	内容	工事費(税別)
光回線提供事業者変更に伴う手続き	本サービスを契約する光回線の提供事業者が変更となる場合の手続料 ※V-ONU から受信機までの接続、設定が必要な場合は別途実費工事費が必要	1,000 円/1 契約あたり

## ⑤機器代等

区分	内容	工事費(税別)
----	----	---------

分波器 機器代	映像受信のための電波(地上デジタル波と BS デジタル波)を受信機等の前で分波するための機器	800 円/1 個あたり
録画機能付 STB	Panasonic TZ-BDT920PW	106,200 円/1 台
	Panasonic TZ-HDT621PW	52,200 円/1 台

大鹿村地区契約者は大鹿村から一部補助があります。